

# 貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>590,314</b>	<b>流動負債</b>	<b>525,232</b>
現金及び預金	334,921	買掛金	58,886
売掛金	232,019	短期借入金	90,000
仕掛品	11,262	1年内返済予定の長期借入金	111,516
貯蔵品	846	未払金	23,936
前払費用	12,577	未払費用	74,245
その他	1,911	未払法人税等	265
貸倒引当金	△3,225	前受金	946
<b>固定資産</b>	<b>191,731</b>	預り金	8,768
<b>有形固定資産</b>	<b>16,498</b>	前受収益	92,820
建物	7,361	製品保証引当金	31,423
工具、器具及び備品	9,137	工事損失引当金	2,444
<b>無形固定資産</b>	<b>109,189</b>	その他	29,979
ソフトウェア	101,874	<b>固定負債</b>	<b>98,222</b>
ソフトウェア仮勘定	7,315	長期借入金	98,222
<b>投資その他の資産</b>	<b>66,043</b>	<b>負債合計</b>	<b>623,454</b>
関係会社株式	10,620	純資産の部	
出資金	10	<b>株主資本</b>	<b>158,591</b>
長期前払費用	1,026	資本金	100,000
繰延税金資産	18,080	資本剰余金	684,798
その他	52,882	資本準備金	387,399
貸倒引当金	△16,576	その他資本剰余金	297,399
		<b>利益剰余金</b>	<b>△626,206</b>
		その他利益剰余金	△626,206
		繰越利益剰余金 (うち当期純利益)	△626,206 (39,079)
		<b>純資産合計</b>	<b>158,591</b>
<b>資産合計</b>	<b>782,045</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>782,045</b>

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

#### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

そ の 他：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産：定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 8～15年

工具器具備品 4～15年

#### ②無形固定資産：定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②製品保証引当金

製品のアフターサービスの支払いに備えるため、過去の実績等に基づく発生見込額を計上しております。

#### ③工事損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込み額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込み額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### ①ソフトウェアの請負開発契約等に係る収益認識

ソフトウェアの請負開発契約等に係る収益及び費用の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識しております。但し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### ②一定期間にわたって継続したサービスを提供する取引に係る収益認識

ライセンス契約等に係る収益の計上基準については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、契約期間に応じて按分し収益を認識しております。

### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。